

しんきん経営者年金制度の 5つのポイント

ポイント1

手軽にお申し込みができます

ポイント5

**60歳を過ぎても加入
でき、再加入も可能です。**

※正常に就業されている方であれば、満70歳未満の方が加入できます。また一度脱退された方でも、加入資格をお持ちであれば再加入できます。

ポイント2

**101万円(月額)で、
最高10口まで掛けること
ができます。**

ポイント4

**受取方法を
脱退時に選択できます。**

〈受取方法〉

- ①一時金
- ②確定年金コース(10年・15年・20年)
- ③保証期間付終身年金コース(10年・15年)

※年金コースを選択するためには加入期間や年齢の要件があります。

ポイント3

**法人事業所の場合は
掛金の損金処理が可能です。**

※ご加入者が法人事業所の役員の場合は、掛金は事業所口座より自動振替でお支払いいただき、掛金相当額を役員給与で経理処理していただきます(会社の資産計上とはなりません)。

なお、ケースにより損金算入できない場合もあります。

●「しんきん経営者年金」の詳細につきましては、最新の経営者年金専用パンフレットまたは情報誌「ALONG」の最新版で経営者年金制度の内容、および『特に重要なお知らせ(ご契約の概要)』、『特に重要なお知らせ(注意喚起情報)』を必ずご確認ください。



「経営者年金」は、お取引先信用金庫を含む東海地区の信用金庫が設立した「東海地区しんきん経営者協議会」が保険契約者となり取り扱う団体年金保険(拠出型企業年金保険)です。当年金保険商品のご説明は、加入希望者様からのお問合せなどにより、当協議会(又は取扱保険会社)からご案内いたします。

—詳しい制度・内容に関するお問合わせは—

東海地区しんきん経営者協議会 0120-055052

【受付時間】午前9時～午後5時まで(土日・祝日・年末年始を除く)

経営者年金制度の
内容をスマートフォンで
ご覧いただけます!



経営者年金Q&A

Q1 どんな方がこの制度に加入できますか？

- A** 東海地区しんきん経営者協議会の会員事業所(注)である法人の役員および個人事業主で、満20歳以上満70歳未満の健康で正常に就業している方がご加入になれます。
(注)東海地区しんきん経営者協議会は、地域内のお取引先の経済・金融などに関するご要望に応え地域の発展に寄与することを目的として作られた会であり、この趣旨にご賛同いただいで入会された信用金庫のお取引先(法人、個人事業主)の方を会員事業所といいます。

Q2 掛金は？

- A** 年齢にかかわらず、1口10,000円で、お一人最高10口までご加入になれます。掛金には、1口(10,000円)につき、155円の制度運営費が含まれています。
1口(10,000円) = 保険料(9,845円) + 制度運営費(155円)となります。

Q3 掛金は誰が負担したらよいのですか？

- A** 掛金は事業所口座を取りまとめ口座として使用(自動振替)し、役員給与として経理処理していただきます。掛金負担者は加入者本人となります。

Q4 掛金は保険料控除の対象となりますか？

- A** 掛金のうち制度運営費(1口につき155円)を控除した額が個人年金保険料控除の対象となり、所得税、住民税が軽減されます(令和5年4月1日現在の税制による)。
※加入勧奨用資料(パンフレット)の「税務上のお取扱い」もあわせてご確認ください。

Q5 初回の掛金はどうやって払い込むのですか？

- A** 申込時に指定された信用金庫の口座から各加入日の前月28日(休業日のときは翌営業日)に初回分が自動振替されます。それ以降の掛金は毎月28日(休業日のときは翌営業日)に振り替えます。
なお、毎月の領収書は発行しませんので通帳で管理を行うようにしてください。

Q6 残高不足などで口座振替ができなかった場合、どのような扱いとなりますか？

- A** 翌月の振替日に2ヵ月分が振り替えられます。さらに翌月も振替えができなかった場合は翌々月に3ヵ月分が振り替えられます。(振込みなどのお取扱いはできません)3ヵ月続けて振替えができなかった場合は自動脱退のお取扱いとなります。脱退の手続きをお取りください。
なお、振替不能回数が連続2回まで「経営者年金のご案内」(はがき)を事業所に送付いたします。

Q7 加入するとどんな書類が送られてきますか？

- A** 各ご加入日前月下旬…しんきん経営者年金ご加入者カード
10月下旬…保険料控除証明書(毎年発行)
翌年8月中旬…積立残高明細書(毎年発行)
1月中旬…経営者年金制度追加・増口申込書(毎年発行)

Q8 加入口数は増やせますか？

- A** 増口は可能です。ただし、毎年1月中旬から2月25日までの加入申込期間中のみ手続可能です。(6月1日より増口されます。)手続きは専用の「経営者年金制度追加・増口申込書」をご使用ください。増口後の総口数は一人10口が限度となります。一部払込中止は常時できますが、最低1口継続することが必要です。

Q9 配当金は？

- A** 毎年決算を行い、配当金が生じた場合には積立金の積増しに充当されます。
(決算期間6月1日～翌年5月末日)

Q10 積立金のうち、貸付や一部だけ払戻しができますか？

- A** お取扱いできません。

Q11 脱退した場合掛金は全額戻ってきますか？

- A** 加入後早期に脱退した場合、収益が制度運営費などを下回りますので、元本割れします。一定期間経過後は、脱退一時金は掛金累計額を上回ります。

Q12 死亡した場合はどのような取扱いになりますか？

- A** 遺族一時金額(その時点の積立金額に、払込中の加入1口につき10,000円を加えた金額)を遺族の方にお支払いします。なお、遺族の順位は労働基準法施行規則第42条から第45条に定めるところによります。

Q13 年金の種類はどんなものがありますか？

- A** 20年確定年金 …… 加入者の生死にかかわらず、20年間年金が受け取れます。
15年確定年金 …… 加入者の生死にかかわらず、15年間年金が受け取れます。
15年保証期間付終身年金 …… 加入者の生死にかかわらず、15年間年金の受取りを保証し、それ以降は終身にわたって年金が受け取れます。
10年確定年金 …… 加入者の生死にかかわらず、10年間年金が受け取れます。
10年保証期間付終身年金 …… 加入者の生死にかかわらず、10年間年金の受取りを保証し、それ以降は終身にわたって年金が受け取れます。

*年金の受取人は加入者本人となります。

*年金の支払いは、毎年1月、4月、7月、10月の各15日に3ヵ月分をまとめて指定された信用金庫口座にお振込みします。

*年金の受給中、残余の保証(支払)期間部分の年金原資を一時金でも受け取れます。

Q14 年金の受給中に死亡した場合はどうなりますか？

- A** 残余の保証(支払)期間、遺族の方に年金をお支払いするか、または残余の保証(支払)期間に対応する年金原資相当額を一時金でお支払いするかいずれかを選択していただけます。

*変更などの手続きの方法に関しては、ご加入後送付いたします『しんきん経営者年金制度ご加入のしおり』をご覧ください。

お問い合わせ先

東海地区しんきん経営者協議会

0120-055052

【受付時間】午前9時～午後5時まで
(土日・祝日・年末年始を除く)